

# 宮古島の医療コーナー ⑭

間は約2時間でした。

また、治療を受けた患者さんのほとんどが施設入所者で、在宅の患者さんが少ない結果となりました。

さて、今年はその全麻歯科事業を下記のとおり

宮古病院

▼対象者 一般歯科治療が困難な児童・者(障害の程度は問いません)

▼申込先 沖縄県障害保健福祉課 (098・866・2190)、沖縄

県歯科医師会立口腔衛生センター (098・879・8350)

※治療内容及び費用負担等については、沖縄県歯科医師会立口腔衛生センターへご連絡をお願いします。

実施期間 平成22年11月10日(水)～12月8日(水)

▼申込期限 平成22年9月30日(木)

▼実施場所 沖縄県立宮古病院

## 全身麻酔下歯科治療について

宮古地区障がい者等歯科治療推進協議会作業部会

石川 誉裕 (宮古病院事務)

みなさん「心身障害児(者) 全身麻酔下歯科治療事業」(以下、全麻歯科事業)をご存じでしょうか。この全麻歯科事業は、一般歯科医院で歯科治療を受けることが困難な心身障害児(者)の方に対して、沖縄県歯科医師会及び厚生労働省から派遣される医師の協力を得て、全身麻酔下等による歯科治療を行う事業です。この事業は沖縄本島において昭和54年度から実施されており、平成15年度からは宮古・八重山地区の県立病院)において

地区が交互に実施されるようになりました。宮古では今年の11月10日(水)～12月8日(水)にかけての歯科治療ということがあります。

事業の内容は、募集受け付け後、治療の必要性があるかどうか検診を行うところから始まります。治療対象者は治療を受ける医療機関(各治療の平均時間は約1時間30分、全身麻酔平均時

になります。ちなみに前回の宮古地区での全麻歯科事業の患者数は18名で、うち15名が全身麻酔、3名が静脈内鎮静法での治療を受けています。歯科治療の平均時間は約1時間30分、全身麻酔平均時間

実施いたしますので、みなさんのまわりで全麻歯科治療を受ける方がいらっしゃいましたら、この機会に申し込みをして下さい。

宮古新聞 平成22年9月10日(金)